

附 録

1. 国立学校設置法抜萃

国立学校設置法 昭和24年4月31日公布 法律第150号

第2章 国立大学

第4条 国立大学に、左表（下）の通り、研究所を附置する。

大学の名称	研究所の名称	位置	目的
東京大学	生産技術研究所	千葉県	生産に対する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験

2. 生産技術研究所内の諸規定

目 次

- A) 生産技術研究所協議会内規
- B) 生産技術研究所商議会内規
- C) 理工学研究所・生産技術研究所連絡会議内規
- D) 生産技術研究所運営関係委員会設置規定
 - 1) 常務委員会に関する規定
 - 2) 特別研究審議委員会規定抜萃
 - 3) 工作委員会規定抜萃
 - 4) 技術管理委員会規定抜萃
 - 5) 図書委員会規定抜萃
 - 6) 写真委員会規定抜萃
 - 7) 生研報告発行委員会規定
 - 8) 生産研究編集委員会規定抜萃
 - 9) 放射性同位元素委員会規定抜萃
 - 10) 電子顕微鏡委員会規定抜萃
 - 11) 高速度写真委員会規定抜萃
 - 12) 観測ロケット委員会規定
 - 13) 厚生委員会規定
- E) 生産技術研究所報告発行内規
- F) 生産技術研究所研究員取扱内規
- G) 生産技術研究所研究生規定
- H) 生産技術研究所受託規定
- I) 生産技術研究所輪講会要項

A) 生産技術研究所協議会内規

第1条 生産技術研究所協議会は、生産技術研究所の事業並びに運営の方針について学外の学識経験者から意見を求めることを目的とする

第2条 協議会は協議員若干名で組織する

第3条 協議員は、生産技術研究所長が委嘱する

第4条 協議員の任期は、2年とする

第5条 協議会に会長を置く

会長は協議員の互選によつて定める

第6条 会長は、生産技術研究所長の申出により協議会を招集し、その議長となる

会長に事故がある場合は、会長の指名した協議員がその職務を代行する

第7条 生産技術研究所長は、協議会に列席しなければならない

第8条 生産技術研究所長は、必要と認めた職員を協議会に列席させることができる

附 則

この内規は、昭和24年10月1日から実施する

B) 生産技術研究所商議会内規

第1条 生産技術研究所商議会は、総長の管理に属し、生産技術研究所の運営上必要な事項を審議する

第2条 商議会は、商議員若干名で組織する

商議員は、次に掲げる者に総長が委嘱する

1. 生産技術研究所長、理工学研究所長及び工学部長
2. 生産技術研究所の教授・助教授の中から5名
3. 理工学研究所、工学部、理学部、農学部及び医学部の教授、助教授の中から各1名
4. 生産技術研究所長が必要と認めた者

第3条 生産技術研究所長は、商議会を招集し、その議長となる

附 則

この内規は、昭和24年12月19日から実施する

C) 理工学研究所・生産技術研究所連絡会議内規

第1条 理工学研究所・生産技術研究所は、その事業を行うにあたり、互い

に緊密な連絡をとり、事業の円滑な運営を目的として協同的に処理すべき問題について、連絡協議するため理工学研究所・生産技術研究所連絡会議（以下会議と称する）を設ける

第2条 会議は、委員及び幹事で組織する

委員は、議事を協議決定し、幹事は庶務・会計の事務を行う

第3条 委員は、次の通りとする

1. 理工学研究所長
2. 生産技術研究所長
3. 理工学研究所所属の教授・助教授の中から選ばれた者、5名以内
4. 生産技術研究所所属の教授・助教授の中から選ばれた者、5名以内
所長でない委員の任期は、2年とする

幹事は、理工学研究所事務長及び生産技術研究所事務長をこれに充てる

第4条 会議は、毎月1回常例的に開催する。但し必要があるときは、双方協議の上臨時に会議を開催することができる

第5条 会議の議長は、交互にいずれかの所長がこれに当る

第6条 会議が必要と認めた場合は、委員以外のものを参加させ、その意見を聞くことができる

附 則

この内規は、昭和24年12月15日から実施する

D) 生産技術研究所運営関係委員会設置規定

第1条 生産技術研究所長は、所内の運営上の諸問題について必要ある場合は、その目的別に委員会を設けることができる

第2条 前条の委員会は、所長の諮問に答え、所内の運営の向上、合理化、処理方針等の審議を行うものとする

第3条 所長が必要と認めたときは、委員会の長に運営事務の一部を分掌させることができる

第4条 各委員会の目的、構成、任務等については、別に定める規定による

1) 常務委員会に関する規定

第1条 東京大学生産技術研究所に常務委員会を置く

常務委員会は、評議員と常務委員とで組織し、次の事項を行う

1. 所長の諮問に応ずること
2. 教授総会から委託された事項を処理すること

3. 常務に関する打合せ

第2条 所長は、常務委員会を招集し、その議長となる

第3条 常務委員は、研究部より各部2名とし、その部の教授・助教授の互選による

第4条 常務委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。引続き2期在任した常務委員は、任期満了後2年間は常務委員に選ばれることができない。但し、補欠委員としての1年に満たない期間は、在任期間とみなさない

第5条 第3条により選出された常務委員のうち、1名を部主任とし、その部を代表する

第6条 前条の部主任は、その部の常務を総括する

第7条 常務委員会における各部2名の常務委員は、全く同等の立場に立つものとする

第8条 常務委員会には、代理者の出席を認めない

但しその部所属の常務委員が2名共に出席できない場合は、その部の教授または助教授の中から、1名を出席させなければならない

第9条 所長が必要と認めたときは、常務委員以外のものを常務委員会に列席させ、意見をきくことができる

附 則

この規定は、昭和26年4月1日から実施する

2) 特別研究審議委員会規定抜萃

第2条 委員会は、所長の諮問に答え、次の事項を審議する

1. 特別研究費の配分に関する事
2. 特別研究費の予算要求資料の作成
3. 特別研究費による事業の達成に関する事項
4. その他特別研究に関し、所長が必要と認めた事項

第3条 委員会は、委員10名で組織し、内1名を委員長とする。委員長は委員の互選による

第4条 委員は、研究部の各部2名とし、その部の教授・助教授の互選による（以下略す）

備考 特別研究費とは、各部に配分される研究費以外で、研究所の使命達成のため、特別に配付された研究費、または生研内で特別に考慮された研究費等をいい、科学研究費・受託研究費を含まない

3) 工作委員会規定抜萃

第2条 委員会は、試作工場の業務運営を円滑にするため次の事項について審議する

1. 試作工場の運営に関する重要事項の企画並びに立案
2. 作業能率向上に関する事項
3. 業務実施に関する連絡調整
4. その他必要な事項

第3条 委員会は、委員長の外に委員若干名をもつて組織する

第4条 委員長は本所教授の内から教授総会で選出する。委員は次の通りとする

1. 研究部の各部ごとに、その部の教授・助教授またはこれに準ずるものの互選によるもの各1名
2. 所長が必要と認め、教授総会の承認を得た者若干名
(以下略す)

4) 東京大学生産技術研究所技術管理委員会規定抜萃

第2条 委員会は所内における土地、建物、工作物の維持、新設、模様替、ガス、電気、通信、水道等の合理的な運営を図るため次の事項を行う

1. 土地建物工作物の管理、新設、模様替等について工事全般計画に対する企画、運用に関する助言並びに技術的指導
2. ガス、電気、通信、水道等の合理的使用方法、保守、改善及び適正な運用に関する助言並びに技術的指導
3. その他必要と認めた事項

第3条 委員会は委員長及び委員5名で組織する

第4条 委員長は本所教授中から教授総会で選出する。委員は研究部ごとに

- 1名としその部の教授、助教授の互選できめる

委員長及び委員の任期は1年とし重任をさまたげない

(以下略す)

5) 図書委員会規定抜萃

第2条 委員会は、所内図書室の運営について次の事項を行う

1. 図書室運営に関する事務監督
2. 図書運営に関する企画並びに立案

3. 図書運営に関する連絡調整
4. 購入図書の選択
5. その他必要と認めた事項

第3条 委員会は、委員長の外、委員10名をもつて組織する

第4条 委員長は、本所教授中より教授総会において選出された者、また委員は、研究部ごとに2名とし、その部の教授・助教授またはこれに準ずる者の互選によつた者が、これに当る

(以下略す)

6) 写真委員会規定抜萃

第2条 委員会は、写真室の業務運営を円滑にするため、次の事項を行う

1. 写真室の運営に関する企画並びに立案
2. 毎月の業務に対する予定計画並びに実施報告書に対する検討
3. 業務実施に関する連絡調整
4. 材料の入手、使用並びに業務技術に関する助言
5. 器材等整備に関する助言
6. その他必要と認めた事項

第3条 委員会は、委員5名で組織し、内1名を委員長、他の1名を副委員長とする。委員長及び副委員長は、委員の互選による

(以下略す)

7) 生研報告発行委員会規定抜萃

第2条 委員会は、東京大学生産技術研究所報告発行内規に従つて生研報告の発行に関する事項を審議する

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員若干名で組織する

第4条 委員会の委員長は所長とし、副委員長は常務委員会で選び委員は常務委員とする

第5条 副委員長の任期は2年とする。但し重任をさまたげない

(以下略す)

8) 生産研究編集委員会規定抜萃

1. (略す)

2. すること：生産技術研究所の月刊機関雑誌である「生産研究」の編集と
そのために必要な仕事をする

3. しくみ：委員長 1名，委員 12名

委員長は教授が当り，教授総会で選び，任期は1年とし，毎年4月1日にあらためる

委員は教授か助教授，またはこれに準ずるものとし，第1部 2名，第2部 3名，第3部 2名，第4部 3名，第5部 2名を各部で選ぶ

任期は1年とし，毎年4月1日と10月1日に各部の半数がかわる．ただし4月は第2部 1名，第4部 2名，9月は第2部 2名，第4部 1名がかわることとする

委員長は編集技術上必要あるときは，専門委員をたのむことができる．また委員会の仕事を助けるために編集幹事をおくことができる

4. しかた：

責任と力一委員は毎号の編集について共同的な責任を負い，原稿の取捨，訂正等について十分な力を持つものとする

会議一毎月1回以上定期の委員会を開く．また必要によつて臨時の委員会や専門委員会をもつことができる

編集室一編集に関する実際的な仕事をするため編集室をもつ

9) 放射性同位元素委員会規定抜萃

第2条 委員会はR I実験室の管理並びに運営を円滑にするため下記の事項を行う

1. 実験室運営に関する企画ならびに立案
2. 毎月の研究業務に関する予定計画ならびに実施報告に対する検討
3. 実験室使用に関する連絡調整
4. 材料の入手，使用並びに研究技術に関する助言
5. 器材等の保守整備
6. R I実験に従事する者の健康管理に関する事項
7. その他必要と認めた事項

第3条 委員会は委員6名以内で組織し，内1名を委員長，1名を幹事とする．委員長及び幹事は委員の互選による

第4条 委員は教授総会において本所の教授，助教授並びにこれに準ずる者の中から選出する

(以下略す)

10) 電子顕微鏡委員会規定抜萃

第2条 委員会は電子顕微鏡室の管理並びに運営を円滑にするため下記の事項を行う

1. 電子顕微鏡室運営に関する企画並びに立案
2. 毎月の研究業務に関する予定計画並びに実施報告に対する検討
3. 実験室使用に関する連絡調整
4. 材料の入手, 使用並びに研究技術に関する助言
5. 器材等の保守整備
6. その他必要と認めた事項

第3条 委員会は委員5名以内で組織し, 内1名を委員長, 1名を幹事とする。委員長及び幹事は委員の互選による

第4条 委員は教授総会において本所の教授, 助教授並びにこれに準ずる者の中から選出する

(以下略す)

11) 高速度写真委員会規定抜萃

第2条 委員会は委員会保管の高速度写真装置並びに附属設備の管理及び運営を円滑にするため下記の事項を行う

1. 高速度写真装置並びに附属設備に関する企画
2. 研究業務実施に関する連絡調整
3. その他必要と認めた事項

第3条 委員会は委員若干名で組織し, 内1名を委員長, 他の1名を副委員長とする。委員長及び副委員長は委員の互選とする

第4条 委員は各部毎に1名以上とし, その部の教授, 助教授並びにこれに準ずるものの互選による

(以下略す)

12) 観測ロケット委員会規定

第1条 東京大学生産技術研究所に観測ロケット委員会(以下委員会という)を置く

第2条 委員会は所内における観測ロケットに関する業務を円滑に行うため左の事項を行う

1. 所内における業務の連絡・調整・推進

2. 観測ロケット業務の重要事項審議
3. 観測ロケット業務の運営に関する助言
4. その他必要と認められた事項

第3条 委員会は委員長及び委員7名で組織する

第4条 委員長は所長がこれに当る

委員は次のとおりとする

1. 研究部ごとにその部の教授・助教授の互選によるもの各1名
2. 工作委員会・写真委員会・各委員中よりその代表各1名

但し、研究部より選ばれた委員が工作委員会委員または写真委員会委員である場合はそのものに第2号の委員を兼ねさせることができる

委員の任期は1年とし、重任をさまたげない

第5条 委員長は委員会を招集してその議長となる

第6条 観測ロケット研究班は下記事項につき委員会の承認を受けなければならない

1. 予算に関すること
2. 実施計画に関すること
3. 実施後の経過報告
4. 生産技術研究所の運営に関連ある重要事項
5. その他観測ロケット研究班において必要と認められた事項

第7条 委員長が必要と認めるときは、観測ロケット研究班に対して説明を求め、または文書を提出させることができる

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外のものを委員会に列席させ、意見をきくことができる

附 則

この規程は昭和31年1月18日から実施する

13) 厚生委員会規定抜萃

第2条 委員会は本所の厚生に関する施設並びに事業の円滑な運営を図るため次の事項を行う

1. 職員、大学院学生の体育、保健、衛生、福利並びに職員のレクリエーション等に対する企画、運用に関する事項
2. 厚生事業部の運営に対する助言
3. その他必要と認められた事項

第3条 委員会は委員長及び委員8名以内で組織する。委員長は所長が委嘱

する

第4条 委員は下記に従い所長が委嘱する

1. 研究部ごとに1名としその部の教授，助教授並びにこれに準ずるものの互選によるもの
2. 事務部は事務長
3. 所長が必要と認める職員及び大学院学生の代表2名以内

第5条 委員長は委員会を招集し，その議長となる．委員長及び委員の任期は1年とする．但し重任をさまたげない

(以下略す)

E) 生産技術研究所報告発行内規

第1条 東京大学生産技術研究所報告（以下生研報告と称する）の発行はこの内規によつて行ふ

第2条 生研報告は生産技術研究所（以下生研と称する）の研究業績を学外に発表するを目的とする

第3条 生研報告の発行に関する審議は，この内規に従つて生研報告発行委員会が行ふ

生研報告発行委員会の規定は，別にこれを定める

第4条 生研報告に掲載する論文は生研職員の研究成果または生研職員が中心となつて行つた共同研究でその部の推薦を経たものとする

第5条 生研報告に掲載する論文は新しく発表するもので一篇として完結した論文であることを原則とする．但し他誌に分割掲載された研究成果をまとめて発表する場合はこの限りでない

第6条 生研報告は不定期に発行し，およそ300頁を単位として巻を改める．発行部数は発行の都度定める

備考

1. 第5条により論文を推薦する場合は原則としてその内容につき部を中心とする関係者の間で充分の討議を経ることを要する
2. 大学院学生の研究論文も第5条に準じて取扱うことができる

F) 生産技術研究所研究員取扱内規

第1条 生産技術研究所において次の場合において，所長は総長に上申の上研究員を置くことができる

1. 生産技術研究所において一定期間特殊な事項の研究に対し，所外の者

に研究の協力を委嘱する必要がある場合

2. 学内、学外より、生産技術研究所の施設を利用し一定期間研究することを依頼され、所長が差支えないと認めたとき

第2条 研究員は、大学卒業または同程度の学力を有し、研究事項については相当の経験を有するものでなければならない

第3条 研究員に対して第1条第1号の場合は手当を支給することができる

第4条 第1条第2号の研究員にして特に費用を要するものは、その実費を負担させることができる

第5条 研究員は、本所職員に準じて取扱う

但し別段に定められている事項についてはこの限りでない

第6条 研究員は、本所において研究した成果を発表するとき、または特許権等を申請する場合は、予め所長に協議しなければならない

第7条 各部において研究員を置こうとするときは、その部の主任は内申書を所長に提出しなければならない

内申書は、氏名、身分、研究目的、研究期間、研究方法、手当の額、その他必要な事項等を記入し、また本人の履歴書を添付しなければならない

第8条 所長は、内申書が提出されたときは、常務委員会に諮り総長に上申する

第9条 研究員は、研究期間中といえども本所において、差支えある場合は発命を取消すことがある

附 則

この内規は昭和26年10月1日より実施する

G) 生産技術研究所研究生規定

第1条 生産技術に関する事項につき研究を希望する者があるときは、本所において支障がない場合に限り、研究生として入所を許可することがある

第2条 研究生として入所を許可する者は、大学学部を卒業した者またはこれと同等以上の学力もしくは経験を有し、本所において適当と認めたとする

第3条 研究生を希望する者は、所定の願書に履歴書を添えて所長に差出されなければならない

第4条 研究生は、所長の指揮監督を受け、本所が指定した教官の指導の下に研究に従事しなければならない

第5条 研究生がその研究業績を発表しようとするときは、必ず指導教官の

承認を受けなければならない

第6条 研究生は、入所料として金 250 円を納付しなければならない

第7条 研究生は、研究料として月額金 350 円を納付しなければならない

但し、特に多額の費用を要する場合は、別に自弁させることがある

2 既納の研究料は、還付しない

第8条 研究生の研究期間は、1 年以内とする

2 当初決定された研究期間を経て更に研究を継続しようとするときは、その理由を具して所長に願出で、許可を受けなければならない

第9条 研究生は、研究期間の終りに、その研究状況及び成果を記載した報告書を指導教官を経て所長に提出しなければならない

2 研究生の研究期間が1年以上にわたるときは、1年の終りにおいて、その研究状況の中間報告書を前項に準じ提出しなければならない

第10条 所長は、疾病その他の事申により、研究を継続することが不相当と認めるときは、その研究生に対し、退所を命ずることがある

第11条 研究生が期間満了前に退所しようとするときは、理由を具してその旨を所長に願出なければならない

第12条 官公署または会社等より、依託研究生を入所させようとする場合も、本規定により取扱う

附 則

この規定は、昭和29年4月1日から施行する

<p>依託研究生入所願</p> <p>今般左記により研究生を入所させたいので御許可下さるよう お願いいたします さうお願ひします なうお願ひします さませます さうお願ひします なうお願ひします さませます</p>	
一、入所希望者氏名	年月日生
二、研究事項	自昭和年月日 至昭和年月日
三、希望指導教官	自昭和年月日 至昭和年月日
昭和年月日	住 所
東京大学生産技術研究所長殿	官公署又は会社名
	代表者氏名
	副

<p>研究生入所願</p> <p>今般左記により研究生として貴所に入所を希望いたします ので御許可下さるべく別紙履歴書を添えてお願ひします</p>	
一、研究事項	記 記
二、研究期間	自昭和年月日 至昭和年月日
三、希望指導教官	昭和年月日
昭和年月日	願 人
	住 所
	氏 名
	東京大学生産技術研究所長殿
	副

II) 生産技術研究所受託規定

第1条 東京大学生産技術研究所（以下本所という）に対し、生産技術に関係がある学理的問題または物品等の研究・試作・試験・検定・製作・調査等を委託しようとする者があるときは、本所で適当と認めたときにこれを受託する

第2条 前条の委託をしようとする者は、別紙様式(1)に定める申込書を提出しなければならない

受託を承諾したものに対しては、別紙様式(2)の受託承諾書を交付する

第3条 受託の承諾を得た者は、第5条に定めた料金を、指定の期間内に、本所に前納しなければならない。但し、特別の事由があるときは、前項の料金の分納または後納を認めることがある

指定の期間内に前項の料金を納付しないときは、委託を取消したものとみなす

第4条 一旦納付した料金は、これを返還しない。但し、天災、その他やむを得ない事由によつて委託事項を遂行し得ないときは、その全部または一

様式(1)

委託申込書

昭和 年 月 日

東京大学生産技術研究所長 星合正治 殿

東京大学生産技術研究所受託規定により下記内容をもつて研究・試作・検定・製作・調査を委託したくお願いいたします

現住所
氏名印

記(委託の内容)

1. 題 目	
2. 目的及び内容	
3. 予算の範囲	
4. 器具・資料等提供の有無 (品名・数量・提供の時期記入のこと)	
5. 完成希望期限	
6. 公表猶予期限	
7. 発明特許のあつた場合の処置	
8. その他希望事項	

様式(2)

受託承諾書

昭和 年 月 日

殿

昭和 年 月 日附申込の委託事項は本所受託規定に基づき下記の条件によつてこれを承諾します

東京大学生産技術研究所長 星合正治

記

1. 題 目	
2. 担当者氏名	主任担当者 分任担当者
3. 完了予定期日	
4. 所要経費	
5. 所要経費納期	
6. 提供を要する器具並びに資材	
7. 発明特許の処置	
8. そ の 他	

部を委託者に還付することがある

第5条 第3条第1項の料金は、委託事項に要する経費を算定してその都度これを定める

第6条 本所が、受託事項実施中、特に多額の費用を要し、納付された料金に不足を生じると認めるときは、改めて委託者と協議することができる

第7条 下記の各号の場合においては、委託者の受ける損害に対し本所は、その責を負わない

1. 天災、その他やむを得ない事由によつて、受託事項を遂行し得ない場合
2. 委託を受けた物品の試験・検定等の間に損害を生じた場合
3. 委託者が、その責務を完全に履行せずと本所が認めたときに執つた処理に基く場合

第8条 受託事項が完了したときは、その経過並びに結果を委託者に報告する。但し、受託実施中において、委託者の希望によつて中間報告をすることができる

第9条 受託事項に関する成果を公表するときは、本所がこれを行う前項の公表が委託者の利益を害するおそれがあると認められるときは、2年以内、その公表を猶予することができる

第10条 委託者は、本所が必要と認めたときは、補助者を一定の期間中派遣することができる

前項の補助者の勤務に関しては、本所職員に準じて取扱うが、給料・手当・旅費等は、これを支弁しない

第11条 受託事項で、本所職員が発明したときにおける発明特許等に関する規定は、別にこれを定める

附 則

本規定は昭和25年3月11日から施行する

I) 生産技術研究所輪講会要項

1. 本会は生産技術研究所輪講会と称する
2. 本会は生産技術研究所内における知識の交換を目的とする
3. 本会の事務を運営するため世話人を置く。世話人は各研究部より1名ずつ選出し内1名を世話人代表に互選する
4. 本会は毎月第1及び第3水曜日午後1時10分から2時まで開催するのを定則とする。但し教授総会その他の都合により日時を変更することがある

5. 講演者は1回1名とし講演時間は1名45分（外に質疑討論5分）以内を定則とする
6. 講演の順序は原則として順次各部より適当な講演者を選出し講演の2週間以前までに庶務掛に申出講演要旨を1週間前までに送付するものとする
7. 庶務掛は当番部に講演の日から1カ月以前に通知するものとする
8. 世話人会は講演者の決定その他本会に関する事項を処理するものとする
9. 臨時聴講希望者は世話人に申出て了解を得ることを要する
10. 輪講会を司会するため当番幹事を担当部より選出する



東京大学生産技術研究所年次要覧

—— 第4号 (1955年度) ——

昭和31年3月31日現在 編 集

昭和31年5月1日 発 行

発 行 所 東京大学生産技術研究所

千葉市彌生町1

電話千葉366~370

印 刷 所 三美印刷株式会社

東京都千代田区神田多町2ノ7